

令和6年度 矢巾町保育施設入所申込案内

保育施設とは

保育施設とは、保護者が日中の仕事や病気、介護等の理由により、家庭で子どもが必要な保育を受けることができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

矢巾町には、保育所、認定こども園、小規模保育施設があります。

保育施設の種類	保育施設の特徴
保育所（保育園）	<p>保護者の就労等により、保育施設での保育が必要と認められる場合に、保育を行う施設です。</p> <p>施設によって受け入れ可能な月齢が異なりますが、0歳児から5歳児クラスの子どもが対象です。</p>
認定こども園	<p>就学前の子どもに幼児期の教育（幼稚園部分）と保育（保育所部分）を提供する機能を併せ持つ施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育（保育所）部分 保護者の就労等により、保育施設での保育が必要と認められる世帯の子どもが利用します。 0歳児から5歳児クラスの子どもが対象です。 ・教育（幼稚園）部分 幼児期の教育を目的とする世帯の子どもが利用します。 満3歳児から5歳児クラスの子どもが対象です。 <p><u>幼稚園部分の利用をご希望される場合は、各認定こども園で直接申し込みが必要です。</u></p>
小規模保育施設 （地域型保育事業）	<p>保護者の就労等により、保育施設での保育が必要と認められる場合に、保護者に代わって乳幼児の保育を実施する施設で、保育所や認定こども園よりも少人数での保育を行います。</p> <p>施設によって受け入れ可能な月齢が異なりますが、0歳児から2歳児クラスの子どもが対象です。</p>

● 令和6年度クラス（年齢）早見表

クラス（年齢）区分	子どもの生年月日	終了日（小学校就学前）
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日

※ クラス（年齢）区分は、令和6年4月1日時点となります。

保育施設の利用（子どものための教育・保育給付認定）

保育施設を利用するためには、保育を必要とする理由や保育の必要量等を町が判断するために、保護者及び対象の子どもが「子どものための教育・保育給付認定」（支給認定）を受ける必要があります。

（１） 支給認定区分

支給認定区分		保育の必要性	年齢	保育の必要量 (利用時間)	利用施設
1号認定	教育認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	保育認定	あり	満3歳以上	保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業（小規模保育施設等）
3号認定			満3歳未満	保育短時間	

（２） 保育の必要量

保育の必要量の認定は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

保育を必要とする事由や世帯の状況等に基づいて保育の必要量を認定し、利用可能時間と利用者負担額（保育料）が決定されます。

なお、認定する保育の必要量を超えて利用する場合は延長保育扱いとなり、各施設が定める延長保育料が発生します。

支給認定区分	保育の必要量	利用可能時間のイメージ（例）									
2号認定 3号認定	保育標準時間	7:00	8:30	16:30	18:00						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>原則的な保育時間（8時間）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">最大利用可能時間は11時間</td> <td>延長保育</td> </tr> </table>					原則的な保育時間（8時間）			最大利用可能時間は11時間		
	原則的な保育時間（8時間）										
最大利用可能時間は11時間			延長保育								
2号認定 3号認定	保育短時間	7:00	8:30	16:30	18:00						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>原則的な保育時間（8時間）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長保育</td> <td>最大利用可能時間は8時間</td> <td>延長保育</td> <td>延長保育</td> </tr> </table>					原則的な保育時間（8時間）			延長保育	最大利用可能時間は8時間	延長保育
	原則的な保育時間（8時間）										
延長保育	最大利用可能時間は8時間	延長保育	延長保育								
1号認定	教育標準時間	7:00	9:00	16:00							
<table border="1"> <tr> <td>預かり保育</td> <td>教育標準時間</td> <td>預かり保育</td> </tr> </table>				預かり保育	教育標準時間	預かり保育					
預かり保育	教育標準時間	預かり保育									

※ 保育の必要量に応じて、保育短時間は最大8時間、保育標準時間は最大11時間の範囲内で利用が可能ですが、実際の保育利用時間は、それぞれの世帯の実態（就労での認定であれば、就労時間と通勤時間を加味した時間）に応じて、施設との面談等により決定した上で利用していただきます。

※ 保育標準時間と保育短時間の通常保育時間は、各施設によって異なりますので、「町内保育施設一覧」及び施設紹介ページをご確認ください。

(3) 保育を必要とする事由（保育施設の入所要件）

保育施設の入所要件は、保護者が次のいずれかの事由に該当することにより、子どもの保育が必要な方となります。したがって、集団生活に慣れさせたい、幼児教育を受けさせたいといった理由での入所はできません。

なお、保育を必要とする事由の確認が必要となる保護者は、子どもの父母の他、同居（世帯分離をしている同居を含む）する60歳未満の祖父母等を含みます。

保育を必要とする事由		支給認定期間	保育の必要量
就労 ※1、2	1月に48時間以上の就労を常態としていること。	就労している期間	・ 保育標準時間 （1月120時間以上） ・ 保育短時間 （1月48時間以上120時間未満）
疾病・障がい ※3	保護者が疾病や心身の障がいを有すること。	当該事由で保育が必要となる期間	・ 保育標準時間
就学・職業訓練	月に48時間以上の就学を常態としていること。	就学・職業訓練している期間	・ 保育標準時間 （1月120時間以上） ・ 保育短時間 （1月48時間以上120時間未満）
妊娠・出産 （産前産後） ※3	妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	出産予定日の産前8週、産後8週の属する月の初日から末日までの期間	・ 保育標準時間
求職活動 ※4	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っていること。	同一年度内において3か月間	・ 保育短時間
介護（看護）等	疾病や障がい等により、長期にわたって介護（看護）等が必要な親族がおり、保護者が常時行っていること。	当該事由で保育が必要となる期間	・ 保育標準時間 （1月120時間以上） ・ 保育短時間 （1月120時間未満）
災害等 ※3	自然災害等による被害を受け、その復旧にあたっていること。	当該事由で保育が必要となる期間	・ 保育標準時間
虐待・DV ※3	虐待やDVのおそれがあること。	当該事由で保育が必要となる期間	・ 保育標準時間又は保育短時間
育児休業中の継続利用 ※5	育児休業の取得時に保育施設に入所していること。	育児休業を取得している期間	・ 保育短時間
その他	上記以外で、町長が必要と認める事由があること。	町長が必要と認める事由で保育が必要となる期間	・ 保育標準時間又は保育短時間

- ※1 保育の必要とする事由が「就労」の場合は、原則として1月当たりの就労時間により判断し、保育の必要量を認定します。なお、1月当たりの就労時間が120時間以上で保育標準時間での認定となる場合であっても、保護者が希望する場合は保育短時間での認定変更も可能です。
- ※2 申込時点において育児休業を取得中で復職予定の方は、「就労」での認定となります。慣らし保育の期間を考慮し、復職する月の1日から15日までに復職する場合は、復職する月の前月初日から入所を希望することができます。
- ※3 保育の必要とする事由が「疾病・障がい」「妊娠・出産」「災害等」「虐待・DV」の場合は、原則として保育標準時間での認定となります。
- ※4 保育の必要とする事由が「求職活動」の場合は、原則として保育短時間での認定となります。なお、入所から3か月以内に就労が決定しない場合は退所となります。
- ※5 保育の必要とする事由が「育児休業中の継続利用」の場合は、育児休業の取得時に保育施設に入所しており、継続利用（入所）を希望する場合があります。当該事由による保育施設の新規認定・新規入所はできません。また、育児休業の取得が1年を超える場合は、育児休業の対象子どもが1歳に達した月の月末までの入所となります。

入所の申込

保育施設の入所を希望する方の申し込みの受付は、次のとおり行います。

提出書類に不備がある場合は申し込みを受け付けることができませんので、提出期限や提出書類等を十分にご確認の上でお申し込みください。

(1) 申込書類の配布・受付

● 申込書類の配布場所

窓口配布	子ども課 子育て家庭支援係 矢巾町保健福祉交流センター（さわやかハウス）内 配布時間：平日8時30分から17時15分まで（水曜日は19時まで）
ホームページによる配布	町ホームページ各種申請書類を掲載していますので、各自でダウンロード・印刷してご利用ください。

● 受付場所等

窓口受付	子ども課 子育て家庭支援係 矢巾町保健福祉交流センター（さわやかハウス）内 受付時間：平日8時30分から17時15分まで（水曜日は19時まで）
郵送受付	〒028-3615 矢巾町大字南矢幅第14地割78番地 矢巾町子ども課 子育て家庭支援係 宛て ※ 「(2) 申込受付期間等」の申込締切日までに必着となります。

(2) 申込受付期間等

入所開始月 ※1	申込受付開始日	申込締切日 ※2～4	結果通知予定日
令和6年4月	令和5年11月1日（水）	令和5年11月30日（木）	令和6年2月下旬
令和6年5月	令和6年4月1日（月）	令和6年4月10日（水）	申込受付月の20日頃
令和6年6月	令和6年5月1日（水）	令和6年5月10日（金）	
令和6年7月	令和6年6月3日（月）	令和6年6月10日（月）	
令和6年8月	令和6年7月1日（月）	令和6年7月10日（水）	
令和6年9月	令和6年8月1日（木）	令和6年8月9日（金）	
令和6年10月	令和6年9月2日（月）	令和6年9月10日（火）	
令和6年11月	令和6年10月1日（火）	令和6年10月10日（木）	
令和6年12月	令和6年11月1日（金）	令和6年11月8日（金）	
令和7年1月	令和6年12月2日（月）	令和6年12月10日（火）	
令和7年2月	令和7年1月6日（月）	令和7年1月10日（金）	
令和7年3月	令和7年1月20日（月）	令和7年1月30日（木）	令和7年2月中旬

※1 原則として、月の初日からの入所となります。

※2 町外の保育施設の入所を希望する場合は、当該保育施設が所在する市町村の申込受付期間をご確認の上、当該保育施設が所在する市町村の申込締切日の3開庁日前までにお申し込みください。

- ※3 入所の決定は先着順ではありません。各入所開始月による申込受付開始日から申込締切日の期間内にお申し込みください。
- ※4 令和6年4月入所申込については、12月以降も順次受け付けますが、申込締切日まで提出された方の利用調整が優先されますので、予めご了承ください。
- ※5 記載の日程は予定であり、変更する場合があります。町ホームページで最新の情報をご確認ください。

(3) 提出書類

● 必ず提出するもの

様式等	備考
支給認定申請書 (兼入所申込書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所を希望する子ども1名につき1部ずつ記入してください。 ・ 「利用を希望する施設名」に記載のあった施設のみ審査を行います。第1希望から第3希望まで記載欄がありますが、第4希望以上の施設がある場合は、必要に応じて余白や別紙に記入してご提出ください。
子どもの状況調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者につき1部記入してください。
問診票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所を希望する子ども1名につき1部ずつ記入してください。

● 該当する方のみ提出するもの

様式等	備考						
マイナンバー票	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和5年1月2日以降に矢巾町に転入された保護者がいる場合</u>は、提出が必要です。 ・ マイナンバーカードや住民票（マイナンバー入り）等を参照して記入してください。 ※ 世帯の状況により、祖父母等の個人番号（マイナンバー）の記載を求める場合があります。 						
所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>矢巾町に転入予定で申込をする場合</u>（申込時点で矢巾町に住所が無い場合）や、<u>矢巾町に住所を有しない保護者がいる場合</u>（父母のどちらかが町外在住）は、提出が必要です。 入所月に応じて、住民登録のある市町村から所得課税証明書を取得してください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>入所月</th> <th>所得課税証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月～令和6年8月</td> <td>令和5年度所得課税証明書</td> </tr> <tr> <td>令和6年9月～令和7年3月</td> <td>令和6年度所得課税証明書</td> </tr> </tbody> </table>	入所月	所得課税証明書	令和6年4月～令和6年8月	令和5年度所得課税証明書	令和6年9月～令和7年3月	令和6年度所得課税証明書
入所月	所得課税証明書						
令和6年4月～令和6年8月	令和5年度所得課税証明書						
令和6年9月～令和7年3月	令和6年度所得課税証明書						
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者以外の方が申込書類を提出される場合は、提出が必要です。また、代理人の本人確認を行いますので、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。 						

世帯の状況	備考
離婚前提別居中の方	・ 申立書◆
入所を希望する子どもが認可外保育施設を利用している世帯	・ 認可外保育施設に入所していることが分かる書類
ひとり親世帯	・ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給者証の写し
生活保護世帯	・ 生活保護受給証明書等の写し
生計を一にする別居中の子どもがいる世帯	・ 被扶養者であることを確認できる書類（別居中の子どもの健康保険証の写し等）
在宅障がい児がいる世帯	・ 手帳の写し
認可保育所等で就労する保育士、保育教諭、看護師の方	・ 保育士証、看護師免許証の写し

※ ◆の書類は、町所定の様式でご提出ください。

● 保育を必要とする事由に応じて提出するもの

保育を必要とする事由	必要書類	備考
就労	・ 就労証明書◆	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの父母のほか、同居（世帯分離をしている同居を含む。）する60歳未満の祖父母等の提出が必要です。 3ページをご確認の上、該当する事由に応じた必要書類をご提出ください。 ◆の書類は、町所定の様式でご提出ください。
疾病・障がい	【傷病の治療を要する方】 ・ 診断書（保護者用）◆ 【障がいのある方】 ・ 障がい者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し	
就学・職業訓練	・ 在学証明書又は受講決定通知書 ・ 時間割表等の受講時間が分かるもの	
妊娠・出産（産前産後）	・ 母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記載があるページの写し	
求職活動	・ 不要	
介護（看護）等	・ 介護（看護）申告書◆ ・ 診断書（介護用又は児童用）◆ 【疾病・障がいのある方の看護・介護】 ・ 障がい者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、特別児童扶養手当受給者証等の写し	
災害等	子ども課までお問い合わせください。	
虐待・DV	・ 虐待やDVの事実が確認できる書類（DV証明書の写し等）及び本人の申立書	
その他	子ども課までお問い合わせください。	

● 留意事項

- ・ 書類不備等の確認事項が生じたときは、当課からご連絡をすることがあります。
- ・ 世帯の状況や保育を必要とする事由により、追加で書類提出を求める場合があります。
- ・ 提出する書類の写し等が必要な場合は、事前にコピー等をお取りください。

(4) 矢巾町にお住まいで町外の保育施設を利用したい方

入所の申し込み時点で矢巾町にお住まいの方で他市町村の保育施設を利用したい場合は、次のとおり申し込みをお願いします。

● 転出する予定がない方

申込窓口	・ 矢巾町にて申し込みを受け付けます。
申込方法	・ (1) 及び (3) をご確認の上、申し込みをお願いします。
申込締切日	・ 保育施設が所在する市町村の申込受付期間をご確認の上、当該保育施設が所在する市町村の申込締切日の3開庁日前までに矢巾町にお申し込みください。

● 他市町村に転出する予定がある方

申込窓口	・ 入所希望月の1日までに他市町村に転出(住所異動)する予定のある方は、基本的に転出先の市町村にて直接申し込みをお願いします。 ※ 市町村によっては、申し込み時点で住民登録のある市町村からの提出を求められる場合があります。事前に転出先の市町村にご確認の上、直接申し込みをしていない場合は、矢巾町にご相談ください。
申込方法	・ 転出先の市町村にご確認ください。
申込締切日	・ 転出先の市町村にご確認ください。

(5) 矢巾町外にお住まいで矢巾町の保育施設を利用したい方

入所の申し込み時点で矢巾町外にお住まいの方で、矢巾町の保育施設を利用したい場合は、下記のとおり申し込みをお願いします。

● 転入する予定がない方

申込窓口	・ お住まいの市町村で申し込みをお願いします。
申込方法	・ お住まいの市町村にご確認ください。
申込締切日	・ (2) の申込締切日までに、お住まいの市町村を經由して申し込みとなりますので、お早めに申し込みをお願いします。

● 矢巾町に転入する予定がある方

申込窓口	・ 入所希望月の1日までに矢巾町に転入(住所異動)する予定のある方は、矢巾町にて入所の申し込みを受け付けます。
申込方法	・ (1) 及び (3) をご確認の上、申し込みをお願いします。
申込締切日	・ (2) の提出締切日までに申し込みをお願いします。
その他	・ 入所が決定した場合は、入所開始月の1日までに転入(住所異動)の届出をしてください。 ・ 転入予定日が変更となる場合や、転入を取りやめる場合は、速やかにご連絡ください。

(6) 転園を希望される場合

保育施設に入所中で転園を希望される場合は、次のとおり申し込みの受付を行います。

申込書類の配布・受付や提出受付期間等は、新規入所と同様の取り扱いとなりますので、(1)及び(2)をご確認ください。

● 提出書類

様式等	備考
転園希望届	<ul style="list-style-type: none">・ <u>保護者につき1部記入</u>してください。・ 「利用を希望する施設名」に記載のあった施設のみ審査を行います。第1希望から第3希望まで記載欄がありますが、第4希望以上の施設がある場合は、必要に応じて余白や別紙に記入してご提出ください。
子どもの状況調査票	<ul style="list-style-type: none">・ <u>保護者につき1部記入</u>してください。
問診票	<ul style="list-style-type: none">・ 転園を希望する子ども1名につき1部ずつ<u>記入</u>してください。

(7) その他注意事項

- ・ 施設の見学を希望する場合は、直接施設にお問い合わせください。入所の申し込み前に、可能な限り施設の見学をした上で希望施設を選んでいただくことをお勧めいたします。
- ・ 入所の申し込みは年度ごとに受付しています。年度内に入所が決まらなかった場合で、翌年度も入所を希望される場合は、改めて新年度の入所申し込みが必要です。
- ・ 提出された書類に変更が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いします。また、虚偽の記載があった場合は、入所の内定後や入所後であっても決定を取り消す場合があります。
- ・ 希望する保育施設について、定員等の都合や申込状況により、希望する月に入所できない場合があります。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもの入所を希望する場合は、安全に保育を実施する体制を整えるため、入所調整や審査等に時間を要しますので、入所をご検討されている段階で事前にご相談ください。

申込から入所までの流れ

各入所希望月の申込締切日前まで

申込書類の入手、提出書類の準備

提出書類に不備がある場合は申し込みを受け付けることができませんので、提出期限や提出書類等を十分にご確認の上、余裕をもって準備をお願いします。

各入所希望月の申込受付開始日から申込締切日まで

申込書類を窓口又は郵送により提出

4月入所：12月～翌年2月

随時入所：毎月中旬

入所の利用調整

保護者や家庭の状況などを参考に、公正な基準により保育の必要性が高い順に利用調整を行い、入所施設を決定します。申し込み順ではありません。

4月入所：2月下旬

随時入所：申込受付月の20日頃

利用調整結果通知（入所決定）

入所が決定しましたら、利用調整結果を郵送で通知します。

4月入所：2月下旬～入所前まで

随時入所：毎月下旬（入所前まで）

施設と面談

入所決定後、子どもの様子や持ち物等について確認するため、各施設で面談を行います。

利用調整結果通知が届きましたら、施設から連絡がありますので、面談日を調整してください。

※ 数日経っても施設から連絡が無い場合は、保護者から確認のご連絡をお願いします。

入所の保留

希望する施設に空きが無い等の理由で入所が決定しなかった場合は、翌月以降も引き続き利用調整を行います。

入所の決定・保留に関わらず、利用調整結果は毎月通知します。

希望する施設の変更や追加をしたい場合は、「希望施設変更申込書」を提出してください。

入所（利用開始）

保育料（利用者負担額）・副食費

（１） 保育料

- 国の幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども（1号認定の満3歳児を含む。）と、0歳児から2歳児クラスの市町村民税非課税世帯等の子どもの保育料は無償となります。
- 令和5年度から、町では「子育て応援保育料無償化事業」を県と共同で実施し、0歳児から2歳児クラスの第2子以降の子どもの保育料は無償となります。

【認定区分別保育料】

教育・保育給付認定区分		第1子	第2子	第3子以降
1号認定（満3歳児～5歳児クラス）		無償 （国基準）		
2号認定（3歳児～5歳児クラス）				
3号認定（0歳児～2歳児クラス）	市町村民税非課税世帯等 （1、2、2a階層）			
※1	上記以外の世帯 （3～10、3a～5a階層）	利用者負担額 表のとおり	無償 ※2 （町・県事業）	無償 （国基準）

※1 年度の途中で満3歳を迎えて3号認定から2号認定に切り替わった場合、その年度末までは3号認定の保育料が適用されます。

※2 保護者が監護する子どものうち第2子以降の子どもは無償となります。国基準の条件を撤廃し、世帯の所得や兄妹の保育施設の同時利用、最年長者である兄弟の年齢による制限はありません。

※3 延長保育料や副食費等の実費負担額は、無償化の対象外となります。

【利用者負担額表（3号認定）】

町階層	各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）		
		標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	
2a	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
3a	市町村民税所得割額	所得割の額が48,600円未満（ひとり親世帯等）	4,000円	3,000円
3		所得割の額が48,600円未満	11,000円	9,000円
4a		所得割の額が57,700円未満（ひとり親世帯等）	6,000円	4,000円
4		所得割の額が57,700円未満	19,000円	16,000円
5a		所得割の額が77,101円未満（ひとり親世帯等）	6,000円	4,000円
5		所得割の額が77,101円未満	19,000円	16,000円
6		所得割の額が97,000円未満	19,000円	16,000円
7		所得割の額が169,000円未満	35,000円	32,000円
8		所得割の額が301,000円未満	47,000円	43,000円
9		所得割の額が397,000円未満	51,000円	47,000円
10	所得割の額が397,000円以上	51,000円	47,000円	

※ 算定に使用する所得割額は、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。

(2) 保育料の算定について

保育料の算定は、保育料の対象期間ごとに、父及び母の市町村民税所得割額を合算した額に応じて決定します。ただし、主たる家計の主宰者が父母以外（祖父、祖父母等）である場合は、その主たる家計の主宰者の税額で算定する場合があります。

期間	課税年度
令和5年9月から令和6年8月分の保育料	令和5年度市町村民税所得割額 (令和4年中の所得)
令和6年9月から令和7年8月分の保育料	令和6年度市町村民税所得割額 (令和5年中の所得)

※ 修正申告等により市町村民税額が変更になった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、子ども課までお申し出下さい。

※ 保育料が無償となる場合であっても、保護者の市町村民税所得割額を確認する必要がありますので、未申告の場合は必ず申告してください。また、保護者のどちらかが町外に住所を有する場合は、「所得・課税証明書」の提出が必要です。(例：令和5年度市町村民税に係る所得・課税証明書⇒令和5年1月1日に住所があった市町村から取得)

(3) 1号認定及び2号認定に係る副食費の免除

1号認定（満3歳児～5歳児クラス）及び2号認定（3歳児～5歳児クラス）の副食費は、多子世帯及び世帯の所得に応じて、免除される場合があります。

【1号認定 免除対象】

町階層	各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント方法	
1	生活保護法による被保護世帯等	免除			生計を同一にする最年長の子どもから順にカウントします。	
2a	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	免除				
2	市町村民税非課税世帯	免除				
3a	市町村民税所得割額	所得割の額が77,101円未満 (ひとり親世帯等)				免除
3		所得割の額が77,101円未満				
4、5	所得割の額が77,101円以上	負担		免除	小学校3年生以下の最年長の子どもから順にカウントします。	

【2号認定 免除対象】

町階層	各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分		第1子	第2子	第3子以降	多子カウント方法
1	生活保護法による被保護世帯等		免除			生計を同一にする最年長の子どもから順にカウントします。
2a	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）		免除			
2	市町村民税非課税世帯		免除			
3、4	市町村民税所得割額	所得割の額が 57,700 円未満	免除			
3a～5a		所得割の額が 77,101 円未満（ひとり親世帯等）	免除			
5	市町村民税所得割額	所得割の額が 77,101 円未満	負担		免除	保育施設等に同時入所する未就学児の最年長の子どもから順にカウントします。 ※
6～10		所得割の額が 77,101 円以上	負担		免除	

※ 保育施設等は、認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園）、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、企業主導型保育施設のいずれかとなります。

（4） 1号認定及び2号認定に係る副食費の助成

町では、国基準で副食費の免除対象外となる場合で、下記に該当する場合は、申請により副食費の全部又は一部を助成しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 国基準で副食費の免除対象外であること。 ② 中学校3年生以下の最年長の子どもから順にカウントして、第3子以降の子どもであること。 ③ 1号認定であること。又は、2号認定のうち町階層5、6に該当する世帯であること。
助成金額	月額 4,500 円（実際に支払った副食費の額が 4,500 円未満の場合はその額となります。）
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる保護者には、町から申請案内を送付しますので、案内に沿って申請してください。 ・ 申請スケジュール等、詳しくは子ども課までお問い合わせください。

(5) 保育料の納付

保育料は、入所する保育施設の種類等によって、次のとおり納付先等が異なります。

● 公立保育所（町内）、私立保育所（町内・町外）の場合

納付先	矢巾町
納入期限	各月末日まで（口座振替で末日が土日祝日の場合は、翌営業日）
納付方法	<p>① 口座振替</p> <p>取り扱い金融機関の窓口にて、口座振替依頼書を提出する必要がありますので、入所決定後にお手続きをお願いします。</p> <p>※ 既に保育施設に入所している子どもがいる場合、又は過去に兄妹が保育施設入所しており、口座のご登録がある場合、新規で入所する子どもの保育料は、ご登録の口座から自動的に引き落としとなります。</p> <p>② 納入通知書払い</p> <p>町内の保育施設の場合は、施設を通して送付します。（町外の保育施設の場合は郵送します。）</p> <p>取り扱い金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの納付が可能です。</p> <p><u>町では、事務処理の合理化と保護者様の利便性向上のため、口座振替を推進しています。</u></p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 町内の公立保育所の延長保育料及び副食費は、矢巾町が徴収します。・ 私立保育所（町内・町外）の延長保育料及び副食費等の実費負担額は、施設が徴収します。

● 認定こども園（町内・町外）、小規模保育施設（町内・町外）の場合

納付先	各施設
納入期限	各施設にご確認ください。
納付方法	各施設にご確認ください。
その他	延長保育料及び副食費等の実費負担額は、施設が徴収します。

● 公立保育所（町外）の場合

納付先	施設が所在する市町村
納入期限	施設が所在する市町村にご確認ください。
納付方法	施設が所在する市町村にご確認ください。

町内保育施設一覧（令和5年11月1日現在）

● 保育所

施設名	定員	所在地	電話番号	入所対象児童	開所時間 ※1 (保育認定別)
【公立】 煙山保育園	150名	上矢次第6地 割45-1	019-697-3107	満6か月～ 就学前まで	7:00～19:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 徳田保育園	110名	東徳田第10地 割150	019-697-3169	満2か月～ 就学前まで	7:00～20:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 北川保育園	60名	流通センター 南4丁目13-1	019-638-6577	満2か月～ 就学前まで	7:00～20:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 ニチイキッズ やはば駅前保育園	60名	駅東1丁目11- 10	019-698-2333	満2か月～ 就学前まで	7:00～19:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30

※1 開所時間は、延長保育を含めた時間です。

● 認定こども園

施設名	定員 ※1	所在地	電話番号	入所対象児童 ※2	開所時間 ※3 (保育認定別)
【私立】 北高田こども園	164名	高田第9地割 5-1	019-697-7054	満2か月～ 就学前まで	7:00～19:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 こずかたこども園	106名	又兵工新田第5 地割335	019-698-3008	満2か月～ 就学前まで	7:00～20:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30 ※24時間対応延長保育有
【私立】 矢巾中央幼稚園・ 矢巾中央保育園	200名	南矢幅第6地 割127-27	019-697-6728 019-613-4011	満2か月～ 就学前まで	7:00～19:00 ※土曜日は18時まで (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 やはばこども園	80名	南矢幅第6地 割13-1	019-698-2600	満2か月～ 就学前まで	7:00～19:00 ※土曜日は18時まで (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 ふどうこども園	125名	室岡第9地割 55-1	019-697-3129	満2か月～ 就学前まで	7:00～19:00 ※土曜日は18時まで (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30

※1 定員は、教育（幼稚園部分）と保育（保育所部分）の合計人数です。

※2 教育（幼稚園）部分は、満3歳からの利用となります。

※3 開所時間は、延長保育を含めた時間です。教育認定における利用時間は、施設紹介ページをご確認ください。

● 小規模保育施設

施設名	定員	所在地	電話番号	入所対象児童 ※1	開所時間 ※2 (保育認定別)
【私立】 なないろ保育園	19名	流通センター 南4丁目8-13	019-656-7716	満2か月～	7:00～18:30 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 ぐらんまえん	10名	白沢第10地割 16	019-697-2107	満2か月～	7:00～19:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:30～16:30
【私立】 ニコニコ保育園 矢巾	12名	南矢幅第9地 割364	019-656-1203	満2か月～	7:00～19:00 (標準)7:00～18:00 (短)8:00～16:00
【私立】 未来保育園	12名	駅東1丁目4- 60	019-613-8351	満6か月～	7:30～19:00 (標準)7:30～18:30 (短)8:30～16:30

※1 小規模保育施設は、満3歳に到達した年度末までの利用となります。

※2 開所時間は、延長保育を含めた時間です。

